

処理施設の敷地の位置

名 称	敷地の位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設 新和環境株式会社 代表取締役 梁川 哲	市川市本行徳 2 5 5 4 番 5 9	1,652.89 m ²	工業専用地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、京葉線市川塩浜駅から北東に約1.8キロメートルの位置にあり、工業専用地域に指定されている。主要な搬出入路は、幅員10mの私道から市道0209号を經由して国道357号であり、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力

破砕施設 2基 (既存1基)

がれき類 198.0 t/日 (既存85.6 t/日)

廃プラスチック類 44.0 t/日

※ 本施設は、現在建築基準法第51条許可の必要ない処理量で、がれき類の破砕処理を行っている。

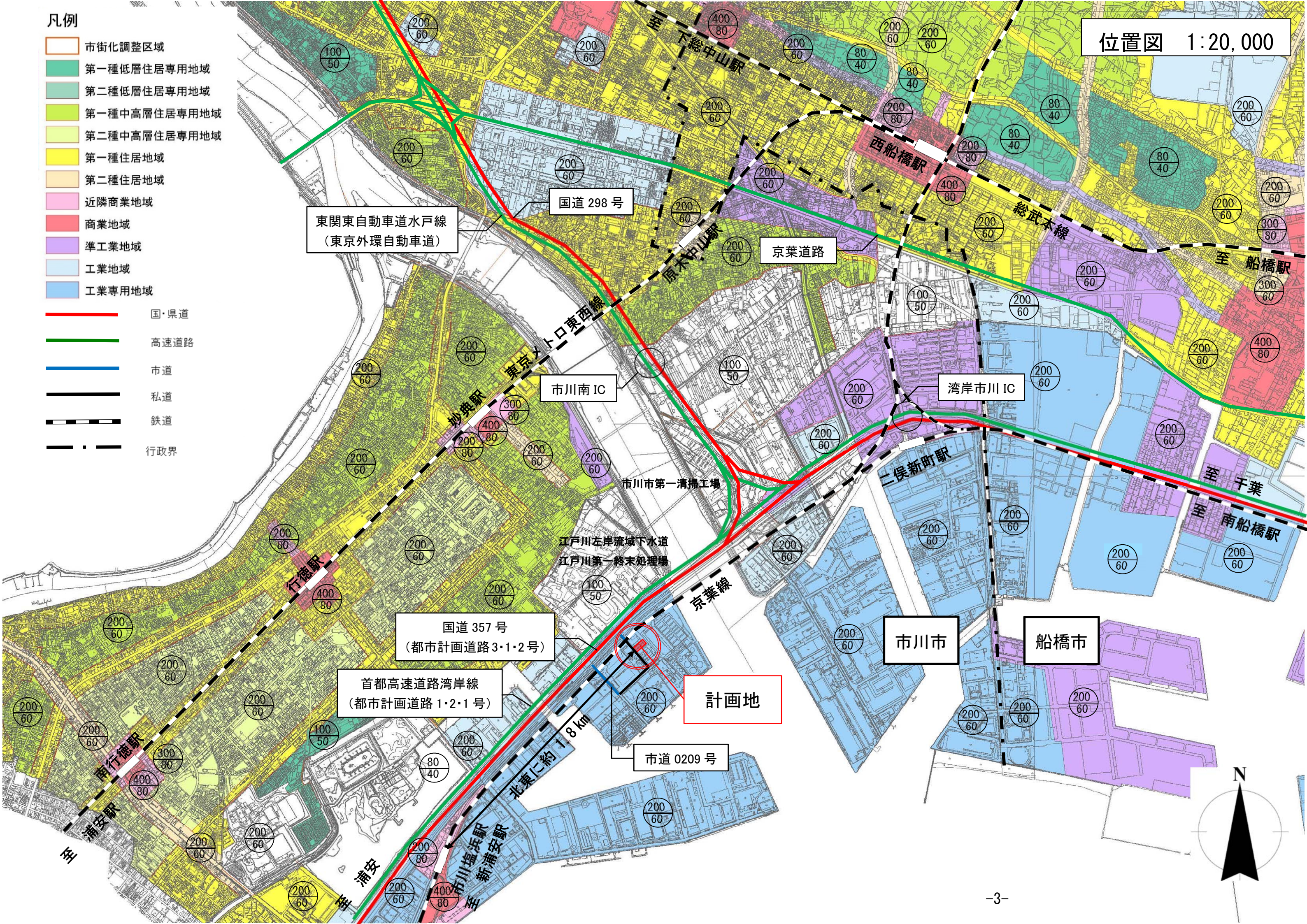
建築物の解体工事に伴う廃棄物の増加に対応するため、廃プラスチック類が混入した廃棄物も処理できるよう、処理品目を追加し、また、既存の破砕施設の処理能力が増加するため、許可を必要とするもの。

3 建築物 既存 6棟

凡例

- 市街化調整区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 国・県道
- 高速道路
- 市道
- 私道
- 鉄道
- 行政界

位置図 1:20,000



東関東自動車道水戸線
(東京外環自動車道)

国道 298 号

京葉道路

市川南 IC

湾岸市川 IC

江戸川左岸流域下水道
江戸川第一終末処理場

国道 357 号
(都市計画道路 3・1・2 号)

首都高速道路湾岸線
(都市計画道路 1・2・1 号)

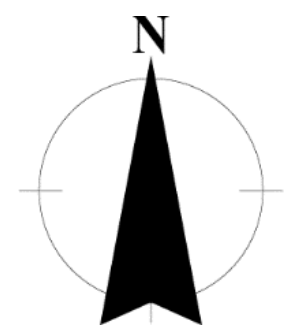
計画地

市道 0209 号

北東に約 1.8 km

市川市

船橋市



市街化
調整区域

市所有地
幅員10.0m

計画地

工業地域

国道357号
(都市計画道路3・1・2号)

工業専用地域

私道
開発道路
幅員10.0m

市道0209号
幅員18.3m

私道
位置指定道路
幅員16.0m

	主要地方道・国道
	国道(高架)
	高速道路
	市道(市所有地含む)
	私道
	搬入
	搬出

第 190 回千葉県都市計画審議会「第 2 号議案」概要

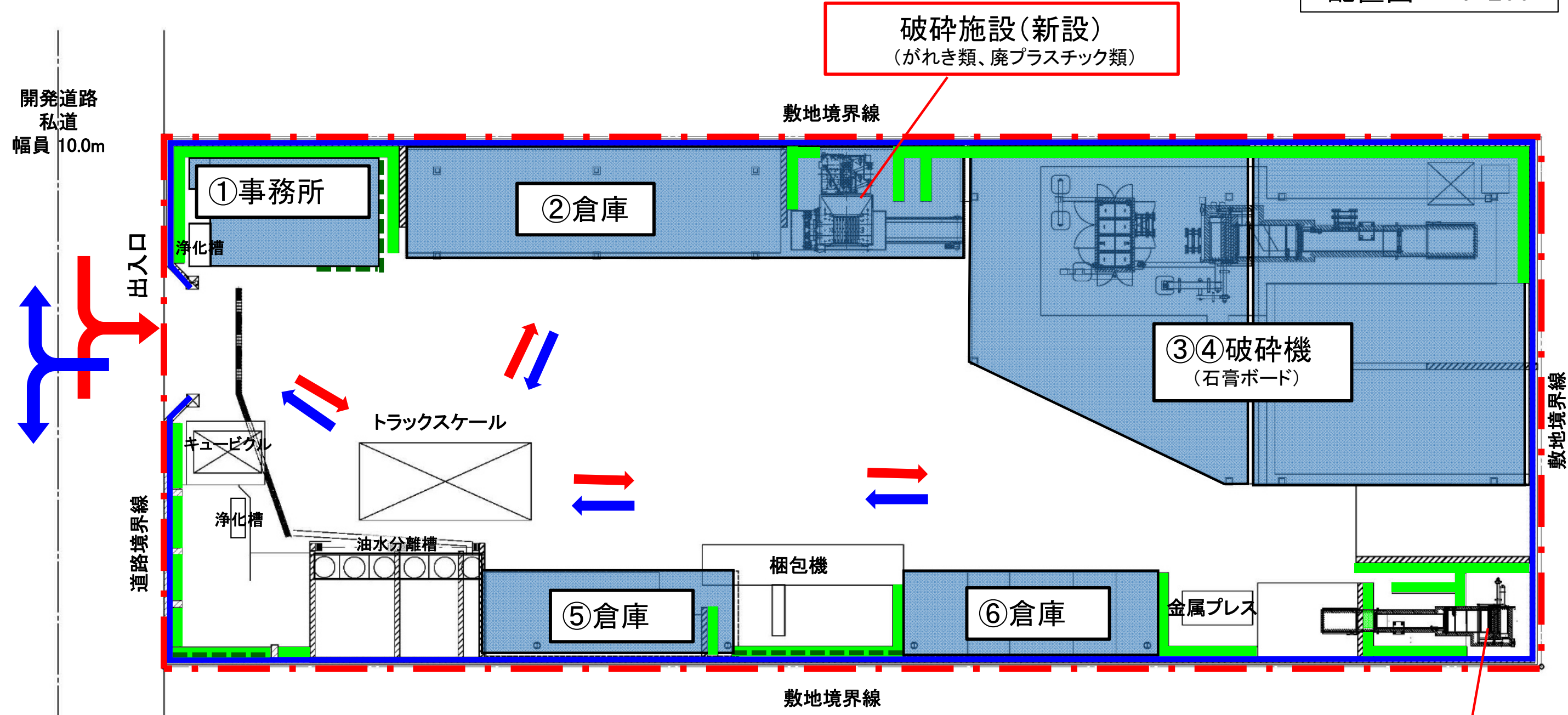
建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設
(産業廃棄物処理施設) の敷地の位置 (市川市) について









1 施設の概要

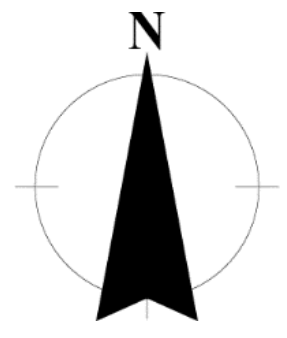
名 称	産業廃棄物処理施設 新和环境株式会社 代表取締役 梁川 哲		
敷地面積	1,652.89 m ²	前面道路幅員	10m
処理施設	破砕施設 2基 (既存1基) がれき類 198.0t/日 (既存85.6t/日) 廃プラスチック類 44.0t/日		

2 審査指標

敷地の位置の適格性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近傍には、既決定の都市施設(都市計画道路1・2・1 号、3・1・2 号、江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場)が存在するが影響を及ぼさない位置である。 ・ 県及び市の都市計画との齟齬はない。 ・ 敷地境界から 100m以内に学校、病院等がない。 ・ 申請地は都市計画区域内の工業専用地域であり、至近の住居系用途地域まで約 500m 離れている。
搬出入計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な搬出入路は、幅員 10mの開発で築造された道路であり、車両の通行に支障がない。(搬出入車両は 1 日あたり最大 188 台を予定。)
施設計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、破砕施設が適切に配置されている。 ・ 敷地周囲には、高さ 3.0m以上の塀等を設置している。 ・ 敷地内に敷地面積の 10%の植栽帯等を設けている。



	敷地の境界線
	許可申請施設
	建築物
	緑地 (平面緑化)
	緑地 (壁面緑化)
	塀 H=3000~4000
	搬入
	搬出



環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考		
大気汚染	大気汚染防止法	有	適合	一般粉じん発生施設に該当するため、防じん対策を講じる。(養生シート、散水設備等の設置)		
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく特定施設に該当しないため。		
	市川市環境 保全条例	有	適合	一般粉じん発生施設に該当するため、防じん対策を講じる。(養生シート、散水設備等の設置)		
騒 音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：11時間]		
				時間帯	規制値	予測値
				昼間 (8時～19時)	70dB	68dB
	市川市環境 保全条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：11時間]		
時間帯				規制値	予測値	
昼間 (8時～19時)				70dB	68dB	
振 動	振動規制法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく振動規制区域に該当しないため。		
	市川市環境 保全条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例に基づく振動規制区域に該当しないため。		
悪 臭	悪臭防止法	有	—	悪臭を発生する廃棄物は取り扱わないため、施設からの悪臭の漏洩については生活環境影響調査項目として選定しない。		
	市川市環境 保全条例	有	—	悪臭を発生する廃棄物は取り扱わないため、施設からの悪臭の漏洩については生活環境影響調査項目として選定しない。		
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく特定施設に該当しないため。		
	市川市環境 保全条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例に基づく特定施設に該当しないため。		